

判例から学ぶ医療と法 — 第40回

「応招義務②」

大阪高裁平成24年9月19日判決

弁護士法人杜協同阿部・佐藤法律事務所
弁護士 赤石 圭裕

◆事案の概要

患者Xは、平成13年にY病院で胆嚢摘出術と大腸全摘術を受けた。Xは、その後もY病院を継続的に受診していたところ、平成20年ごろから、Y病院の特定の看護師に対して勤務中に電話をかけてきたり、話をするために事務所を訪ねてくるようになり、それ以降も、Y病院の特定の看護師について長時間不満を訴える、診察のキャンセルや日時の変更、時間外診察の依頼、スボラミンの注射料金の請求に対して「来院した覚えがない」として支払いを拒否するなど、たびたびトラブルを起こしていた。

そこで、Y病院は、Xに対して、平成23年8月31日、職員の業務に支障が生じているので今後は業務課長が責任者として対応する旨伝えたところ、Xは、「会議で決定したのなら、今すぐその理由を文書で示せ」と要求した。Xは、翌9月1日に来院した際も前日と同様に文書の要求をした上に、他院を受診した際の自己負担分を支払うよう要求したことから、Y病院の医師は「もううちでは診られへん。紹介状を書く」とXに申し渡し、翌9月2日付「貴殿へのご対応について(通知)」と題する書面をもって、今後Xの受診はできないと通知した。

Y病院の医師は、9月6日にXが受診した際に、Xに対し、他院宛ての紹介状などを交付したが、Xは、他院ではXがこれまでY病院で受けてきたスボラミンの注射が受けられないとして、Y病院で

診療を受けさせるよう要求するとともに、他院を紹介するよう要求した。Y病院は、9月22日、スボラミンの注射を受けられる病院を探し、情報提供したが、結局Xは、Y病院での診療再開を申し入れた。

Y病院がXの診療再開の申し入れに応じなかったことから、XはY病院の診療再開を求めるべく、裁判所に仮処分命令の申し立てを行った。

◆判決の要旨

裁判所は、医療機関側からの医療契約の解除について、「一般に、医療契約は…当事者双方がいつでも解除することが許されるとするのが…原則であるが、医師法19条1項は、診療に従事する医師は、診察治療の求めがあった場合には、正当な事由がなければこれを拒んではならないとする、いわゆる応招義務を定めていることを考え合わせると、医療機関側からの医療契約の解除については、正当な事由があるときでなければ許されないものと解される」とした上で、「正当な事由」の判断については、「上記のとおり、医師の応招義務を前提とすれば、①単なる信頼関係の破壊だけでは十分でなく、②患者が医療機関に対して不当な要求をするなどの事由が必要であり、また③診療契約の解除によって患者の病状が悪化するおそれがある場合でないことも要するというべきである」とした¹⁾。

その上で裁判所は、本件診療拒否に関して、①両者の間の信頼関係が破壊されていることを前

提に、②の点について、上記事案の概要で述べた事実を認定した上で、XがY病院の看護師らに不満を述べ、自己負担分の支払いについて争うなどしたと、Y病院が対応を一本化したことに抗議し金員を要求した行為などにつき、「Y病院の業務を妨害し、不当な要求をしたものと認めることができる」とした。

さらに、裁判所は、③の点について、「Y病院以外にも『スポラミン』を備えている医療機関が複数あること」、「そもそも、患者に対してどの医薬品を選択するかは、医師の専門的裁量に委ねられている…ことも考え合わせると、Y病院がXに対して診療行為を再開することによって、多数の医薬品のうちから、担当医師が『スポラミン』を選択することが保障されるものではない」などとして、「本件診療契約の解除によって、Xの病状が悪化するおそれがあった場合ではなかったものと認められる」とした。

そして、裁判所は、結論として、「Y病院による本件診療契約の解除については正当な理由がある」と認められる」とし、Xの申し立ては理由がないと結論付けた。

◆この判例をどう理解するか

応招義務は本連載第14回でも取り上げていたが、いわゆるモンスターベイシエントに頭を悩ませている医療機関は決してまれではないと思われることから、本稿で再度応招義務に関する裁判例を取り上げることとする。

医師法19条1項では、医師は「診察治療の求めがあった場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない」とされており、これは一般に応招義務と呼ばれている。

本連載第14回で取り上げた裁判例(弘前簡裁平成23年12月16日判決)では、上記「正当な理由」が認められるための要件として、①医師と患者の間の信頼関係が失われていること②患者の治療・診療に緊急性がないこと③代替する医療機

関などが存在すること、の三つを挙げていた。これに対して、本判決では、①信頼関係の破壊に加えて、②患者が医療機関に対して不当な要求をするなどの事由③診療契約の解除によって患者の病状が悪化するおそれがある場合でないこと、の三つの要件を挙げた。

本判決で特徴的なのは、「正当な理由」が認められるための要件として、①で述べた信頼関係の破壊だけでは足りず、さらに踏み込んで、②患者が医療機関に対して不当な要求をするなどの事由までを求めており、正当な理由の有無の一般論について比較的厳しい判断をした点にある。

このことからすると、医療機関としては、仮に問題のある患者に対して診療拒否を検討する場合は、特に上記「不当な要求」の概要について詳細に記録化し、患者側から不当な診療拒否との指摘を受けないように心がけることが重要であるといえる。具体的には、当該患者から、いつ、どのような要求がなされたか(できるだけ生の言葉で残す)、医療機関の中で誰が、どのくらいの時間対応したのか、当該要求のためにどのような本来の業務が妨害されたのか(あるいは妨害され得るのか)、などといった点について記録化しておくことなどが考えられる。特に、比較的ターゲットになりやすいと考えられる看護師や事務職員らにおいては、不当な要求がなされたと考えられる場合は、組織内で情報共有の上で記録化することを心がけるべきであるといえよう。

◆この判例からどう学ぶか

- i) 患者との関係悪化などにより診療を続けられないと判断される場合であっても、診療拒絶との指摘を受けないよう慎重な対応が必要である。
- ii) やむを得ず診療を拒絶する場合には、前記①～③の要件を意識して対応する。その際は、特に②を中心に、記録化を心がけるべきである。

1) ①～③は筆者注。